

平成27年6月1日 1日間

平成27年 第2回山ノ内町議会臨時会会議録

平成27年第2回山ノ内町議会臨時会会議録目次

ページ

| | |
|---|----|
| ○議事日程（第1号）（6月1日） | 1 |
| 臨時議長紹介 | 3 |
| 議員、理事者等の自己紹介 | 3 |
| 開 会 | 3 |
| 町長挨拶 | 4 |
| 開 議 | 4 |
| 仮議席の指定について | 4 |
| 議長の選挙について | 4 |
| 議員の議席の指定について | 7 |
| 会議録署名議員の指名について | 7 |
| 会期の決定について | 8 |
| 副議長の選挙について | 8 |
| 議席の一部変更について | 10 |
| 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について | 11 |
| 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について | 13 |
| 北信広域連合議会議員の選挙について | 14 |
| 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について | 15 |
| 岳南広域消防組合議会議員の選挙について | 16 |
| 山ノ内町農業委員会委員の推薦について | 17 |
| 同意第4号 山ノ内町監査委員の選任について | 18 |
| 報告第2号 専決処分の報告について | 19 |
| 専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定につい て | 19 |
| 報告第3号 平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について | 20 |
| 承認第2号 専決処分の承認について | 21 |
| 専決第 6号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号） | 21 |
| 承認第3号 専決処分の承認について | 25 |
| 専決第 7号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予 算（第3号） | 25 |
| 専決第 8号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算 （第5号） | 25 |
| 専決第 9号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正 予算（第2号） | 25 |

| | | |
|--------|---------------------------------|----|
| 専決第10号 | 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号） | 25 |
| 専決第11号 | 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 26 |
| 専決第12号 | 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） | 26 |
| 承認第4号 | 専決処分の承認について | 29 |
| 専決第13号 | 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について | 29 |
| 専決第14号 | 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 29 |
| 閉 議 | | 30 |
| 町長挨拶 | | 30 |
| 閉 会 | | 31 |

第 1 号

平成27年第2回山ノ内町議会臨時会会議録

山ノ内町告示第56号

平成27年6月1日（月） 山ノ内町役場議場に開く。

平成27年6月1日（月） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 仮議席の指定について
- 2 議長の選挙について
- 3 議員の議席の指定について
- 4 会議録署名議員の指名について
- 5 会期の決定について
- 6 副議長の選挙について
- 7 議席の一部変更について
- 8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について
- 9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について
- 10 北信広域連合議会議員の選挙について
- 11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について
- 12 岳南広域消防組合議会議員の選挙について
- 13 山ノ内町農業委員会委員の推薦について
- 14 同意第 4号 山ノ内町監査委員の選任について
- 15 報告第 2号 専決処分の報告について
専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 16 報告第 3号 平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 17 承認第 2号 専決処分の承認について
専決第 6号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）
- 18 承認第 3号 専決処分の承認について
専決第 7号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）
専決第 8号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
専決第 9号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
専決第10号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
専決第11号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
専決第12号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 承認第 4号 専決処分の承認について

専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

専決第14号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ
-

- 出席議員次のとおり（14名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 小林民夫君 | 8番 | 高田佳久君 |
| 2番 | 山本光俊君 | 9番 | 徳竹栄子君 |
| 3番 | 湯本晴彦君 | 10番 | 渡辺正男君 |
| 4番 | 布施裕泉君 | 11番 | 児玉信治君 |
| 5番 | 西宗亮君 | 12番 | 小林克彦君 |
| 6番 | 望月貞明君 | 13番 | 山本良一君 |
| 7番 | 高山祐一君 | 14番 | 小淵茂昭君 |

- 欠席議員次のとおり（なし）
-

- 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 河野雅男 議事係長 常田和男

- 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長 | 竹節義孝君 | 副町長 | 柳澤直樹君 |
| 教育委員長 | 村上温君 | 教育長 | 佐々木正明君 |
| 会計管理者 | 山崎和彦君 | 総務課長 | 内田茂実君 |
| 税務課長 | 大井良元君 | 健康福祉課長 | 成澤満君 |
| 農林課長 | 柴草隆君 | 観光商工課長 | 藤澤光男君 |
| 建設水道課長 | 鈴木隆夫君 | 教育次長 | 渡辺千春君 |
| 消防課長 | 阿部好徳君 | | |

(午前10時00分)

議会事務局長(河野雅男君) おはようございます。本日は大変ご苦勞さまです。議会事務局長の河野です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の小淵茂昭議員をご紹介します。

小淵茂昭議員、議長席にお着き願います。

(小淵茂昭君議長席に着く。)

臨時議長(小淵茂昭君) ただいま紹介をいただきました小淵茂昭です。

地方自治法第107条の規定によって、議長の選挙が終わるまで臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

臨時議長(小淵茂昭君) お諮りします。議員及び議会事務局相互の自己紹介は既に済んでおりますが、初議会でありますので、全員から自己紹介をお願いしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

臨時議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めますので、まず議会側からお願いしたいと思ひます。

議席順1番の議員から順次お願いいたします。

(議員自己紹介)

臨時議長(小淵茂昭君) 次に、議会事務局お願ひします。

(事務局自己紹介)

臨時議長(小淵茂昭君) 続いて、町側、町長から自己紹介を順次お願ひします。

初めに、町長からお願ひします。

(理事者、管理職自己紹介)

臨時議長(小淵茂昭君) 以上で自己紹介を終わります。

お手元に執行機関側の座席表を配付しておきましたので、ご覧ください。

(開 会)

(午前10時09分)

臨時議長(小淵茂昭君) ただいまの出席議員数は14名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより平成27年第2回山ノ内町議会臨時会を開会します。

臨時議長(小淵茂昭君) まず、クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、当議会もクールビズを本年も実施することとしました。したがって、本臨時会は、ノーネクタイ、ノー上着を認めますので、ご承知願ひします。

町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 改めて、おはようございます。

本日ここに新しく選ばれました議員各位をお迎えし、平成27年第2回山ノ内町議会臨時会の招集のご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4月26日執行の山ノ内町議会議員一般選挙において当選されましたことに、改めて心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

健康に留意いただき、町や地域の発展のためにご活躍されますようご期待申し上げます。

去る4月24日志賀草津高原ルートのオープン、スノーモンキー人気や善光寺御開帳もあり、ゴールデンウィークを中心ににぎわいましたが、これからが本格的なグリーン期と捉え、町制施行60周年記念イベントなどを通じて、さらなる誘客を展開してまいりたいと思います。

また、5月12日から14日には、8年前に友好提携を結んだ北京市密雲県・王副県長さんをお迎えし、さらなる友好交流が深まるよう、「友好都市交流事業に関する覚書」に調印いたしました。

さて、本日の臨時会は、議会の構成等が行われる重要な議会でありますので、会議の規則に従ってそれぞれご選任されますことをご希望申し上げます。

なお、町側からご提案申し上げます案件は、監査委員の選任同意1件、報告事項1件、専決処分の報告1件、専決処分の承認9件の合計12件でございます。

十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

開 議

臨時議長(小淵茂昭君) これより本日の会議を開きます。

1 仮議席の指定について

臨時議長(小淵茂昭君) 議事に入ります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

2 議長の選挙について

臨時議長(小淵茂昭君) 日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議会事務局職員議場を閉鎖する。)

臨時議長（小淵茂昭君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、開票立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に1番 小林民夫君、4番 布施谷裕泉君、11番 高田佳久君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

臨時議長（小淵茂昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

臨時議長（小淵茂昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

臨時議長（小淵茂昭君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長。

議会事務局長（河野雅男君） それでは、議席順に氏名を申し上げますので、議長席に向かって右側から登壇いただき、投票箱に投票され、左側から議席に戻っていただきますようお願いいたします。

それでは、申し上げます。

1番 小林民夫議員、2番 山本光俊議員、3番 湯本晴彦議員、4番 布施谷裕泉議員、5番 西宗亮議員、6番 望月貞明議員、7番 高山祐一議員、8番 山本良一議員、10番 児玉信治議員、11番 高田佳久議員、12番 徳竹栄子議員、13番 小林克彦議員、14番 渡辺正男議員、最後に9番 小淵茂昭議員です。

臨時議長（小淵茂昭君） 投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）

臨時議長（小淵茂昭君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

指名された3名の方、開票の立ち会いをお願いします。

（小林民夫君、布施谷裕泉君、高田佳久君立ち会いのもと議会事務局職員開票する。）

臨時議長（小淵茂昭君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 12票

無効投票 2票

有効投票のうち

小 洸 茂 昭 1 0 票

徳 竹 栄 子 君 2 票

臨時議長（小洸茂昭君） 以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小洸茂昭が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

臨時議長（小洸茂昭君） ただいまの選挙で、凶らずも私、小洸茂昭が当選しましたので、会議規則第33条第2項の規定による当選告知は省略し、当選承諾と就任の挨拶を申し上げます。

（9番 小洸茂昭君登壇）

9番（小洸茂昭君） ただいま議長選挙におきまして、当選の栄をいただき、感謝いたします。

議員各位には心より御礼を申し上げ、謹んで議長の職をお受けいたします。

就任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

まず、議会議長として中立的立場を遵守し、公正公平な目線のもと、議会運営に努めてまいります。

民主的な地方自治制度においては、議会が全ての根幹であります。議会の責務は、地域的に多様な住民の意思を反映させ、討論を通じて町全体の統一的意思を高めていかなければなりません。自主的に物事を形成し、議会の機能発揮をさらに進めなければなりません。また、住民の皆さんとの接触の機会をふやし、町全体の利益を大成させていく責務も重要と考えております。

町の将来を見据え、二元代表制のもとに、議会の立ち位置を再確認し、魅力あるまちづくりに発信力、発言力の強化、充実を遂行してまいり所存であります。

我が町の将来凶にも不安材料があるわけではありますが、機関の中心である議会が将来の構造をいかにつくり上げていくか、大切な時期に来ていると判断をしております。地域住民の皆さんとともにまちづくりの根幹をここでリードをしてつくり上げるいい機会ではないかというふうにも考えております。

大勢の皆さん方の参画をお願い申し上げまして、議長就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。

結びに、議員、理事者、管理職各位には格段のご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

臨時議長（小洸茂昭君） それでは、お手元に配付してあります議長選挙についての当選人の欄へ住所、氏名をご記入願います。

住所「山ノ内町大字夜間瀬3441番地1」、氏名「小淵茂昭」とご記入願います。

臨時議長（小淵茂昭君） それでは、以上で臨時議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長（小淵茂昭君） これより議長の職として進めさせていただきます。
議事を進行します。ふなれな議長ですが、ご協力をお願いします。
ここで議案の整理を行います。
本日の議案は議長名が未記入となっておりますので、「小淵茂昭」と記入願います。

3 議員の議席の指定について

議長（小淵茂昭君） 日程第3 議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付してあります議席表のとおり指定します。

お手元に配付してあります議席表を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（河野雅男君） 朗読します。

1番 小林民夫 議員
2番 山本光俊 議員
3番 湯本晴彦 議員
4番 布施谷裕泉 議員
5番 西宗亮 議員
6番 望月貞明 議員
7番 高山祐一 議員
8番 山本良一 議員
9番 小淵茂昭 議員
10番 児玉信治 議員
11番 高田佳久 議員
12番 徳竹栄子 議員
13番 小林克彦 議員
14番 渡辺正男 議員
以上です。

4 会議録署名議員の指名について

議長（小淵茂昭君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

1番 小林民夫君

2番 山本光俊君

3番 湯本晴彦君

を指名します。

5 会期の決定について

議長（小淵茂昭君） 日程第5 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

6 副議長の選挙について

議長（小淵茂昭君） 日程第6 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議会事務局職員議場を閉鎖する。）

議長（小淵茂昭君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、開票立会人に1番 小林民夫君、4番 布施谷裕泉君、11番 高田佳久君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。候補者の氏名はフルネームで記載願います。

（議会事務局職員投票用紙を配付する。）

議長（小淵茂昭君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（議会事務局職員投票箱が空であることを議員に確認させる。）

議長（小淵茂昭君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長。

議会事務局長（河野雅男君） それでは、議長選挙と同様に、氏名を申し上げますので、同じ方

法で投票をお願いいたします。

申し上げます。

1番 小林民夫議員、2番 山本光俊議員、3番 湯本晴彦議員、4番 布施谷裕泉議員、5番 西宗亮議員、6番 望月貞明議員、7番 高山祐一議員、8番 山本良一議員、10番 児玉信治議員、11番 高田佳久議員、12番 徳竹栄子議員、13番 小林克彦議員、14番 渡辺正男議員、最後に小淵議長です。

以上です。

議長（小淵茂昭君） 投票漏れはありますか。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

指名された3名の方、開票の立ち会いをお願いします。

（小林民夫君、布施谷裕泉君、高田佳久君立ち会いのもと議会事務局職員開票する。）

議長（小淵茂昭君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 11票

無効投票 3票

有効投票のうち

山本良一君 8票

渡辺正男君 3票

議長（小淵茂昭君） 以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.75票です。

したがって、山本良一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議会事務局職員議場の閉鎖を解く。）

議長（小淵茂昭君） ただいま副議長に当選されました8番 山本良一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長（小淵茂昭君） 8番 山本良一君、副議長の当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

8番 山本良一君、登壇。

（8番 山本良一君登壇）

8番（山本良一君） それでは、就任に当たって一言申し上げます。

ただいまは副議長選、当選の栄をいただきまして、議員諸兄には感謝申し上げます。

もとより私は雑学非才、こういった人間でございますので、こういう人間を副議長に選ぶと、これ自体が、議会がまず変化を求めている、これは町においても変化を求めるといふ声が非常に強いと、そういったことを反映したのではないかと、私なりに考えさせていただいております。

ことしは山ノ内町制施行60周年ということで、さまざまな事業が行われておりますが、私はこれを100周年に向けてのふるさと創生元年という形で捉えたい。そのふるさと創生元年は、まさに議会としても創生元年である。その元年に副議長をやらせていただけると、非常に感謝申し上げます。

言うまでもなく、副議長という職務は常に議長を支えると、そういった立場ではございますが、私は、高い志を持って議員に選ばれた議員諸兄が有為な人材として議会で活躍できるようにする、そんなお役に立ちたいかなと思っております。特に、新人の3名の方が今期はおられます。1期4年間、無理することのないような即戦力として活躍できるよう配慮する。これが議長はもちろん、副議長としての責務でもあると私は考えております。そのために、任期中、在任中、全力を尽くす、そんな所存でございます。この場でそれをお約束させていただきまして、蕪辞ではございますが、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。

以上です。（拍手）

議長（小淵茂昭君） それでは、お手元に配付してあります副議長選挙についての当選人の欄へ住所、氏名をご記入願います。

住所「山ノ内町大字平穏3090番地3」、氏名「山本良一」とご記入願います。

ここで、議会運営協議のため、暫時休憩をします。

なお、再開時刻は追って庁内放送をいたします。

（休憩）

（午前10時47分）

（再開）

（午後 1時30分）

議長（小淵茂昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 議席の一部変更について

議長（小淵茂昭君） 日程第7 議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、正副議長の議席を、町村議会の運営に関する基準第12項の規定及び当議会の慣例により、議長の議席を最終番に、副議長の議席を最終2番とするため、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。なお、併せて議員当選者懇談会における決定事項も加えて変更をします。

変更議席表を配付します。

（議会事務局職員変更議席表を配付する。）

議長（小淵茂昭君） それでは、議会事務局長に変更した議席番号と氏名を朗読させます。
事務局長。

議会事務局長（河野雅男君） 朗読します。

なお、変更後のみ申し上げます。

8番 高田佳久 議員

9番 徳竹栄子 議員

10番 渡辺正男 議員

11番 児玉信治 議員

12番 小林克彦 議員

13番 山本良一 議員

14番 小淵茂昭 議員

以上です。

議長（小淵茂昭君） お諮りします。配付しました変更議席表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更は、変更議席表のとおり決定しました。

ここで、議席変更のため、暫時休憩します。

この休憩の間に議席の移動をしてください。

なお、仮氏名標も一緒に移動をお願いします。

（休憩） (午後 1時32分)

（再開） (午後 1時33分)

議長（小淵茂昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任について

議長（小淵茂昭君） 日程第8 山ノ内町議会常任委員会委員の選任を行います。

議会事務局長から説明させます。

事務局長。

議会事務局長（河野雅男君） 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で常任委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第1条で「議会に常任委員会を置く」とされており、議会委員会条例第7条第1項「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」及び第7条第2項「常任委員は、会期の始めに議会において選任する」との規定並びに第7条第4項で「常任委員は、議長が会議に諮って指名する」との規定から、選任を願うものであります。

なお、委員定数は、議会委員会条例第2条で、総務産業常任委員会と社会文教常任委員会がそれぞれ7人、広報常任委員会が6人とされております。任期につきましては、議会委員会条例第3条第1項の規定により、2年となっております。

以上です。

議長（小淵茂昭君） お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長指名とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

常任委員会委員の名簿を配付します。

（議会事務局職員常任委員名簿を配付する。）

議長（小淵茂昭君） 議会事務局長から各常任委員会委員の氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（河野雅男君） 朗読します。

総務産業常任委員会（定数7）

| | | |
|--------|--------|--------|
| 湯本晴彦議員 | 西宗亮議員 | 高山祐一議員 |
| 高田佳久議員 | 徳竹栄子議員 | 小林克彦議員 |
| 小淵茂昭議員 | | |

社会文教常任委員会（定数7）

| | | |
|--------|--------|---------|
| 小林民夫議員 | 山本光俊議員 | 布施谷裕泉議員 |
| 望月貞明議員 | 渡辺正男議員 | 児玉信治議員 |
| 山本良一議員 | | |

広報常任委員会（定数6）

| | | |
|---------|--------|--------|
| 小林民夫議員 | 山本光俊議員 | 湯本晴彦議員 |
| 布施谷裕泉議員 | 高山祐一議員 | 渡辺正男議員 |

以上です。

議長（小淵茂昭君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、山ノ内町議会常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会の正副委員長を選出するため、暫時休憩します。

正副委員長の選出は、議会委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選するとされていますので、休憩中に各委員会で互選願ひ、決定次第、議会事務局まで報告を願ひ

ます。

(休憩)

(午後 1時37分)

(再開)

(午後 1時38分)

議長(小淵茂昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(小淵茂昭君) 各常任委員会から正副委員長の報告がありましたので、議会事務局長から氏名を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(河野雅男君) 朗読します。

| | | | |
|-----------|------|---------|----|
| 総務産業常任委員会 | 委員長 | 西 宗 亮 | 議員 |
| | 副委員長 | 湯 本 晴 彦 | 議員 |
| 社会文教常任委員会 | 委員長 | 渡 辺 正 男 | 議員 |
| | 副委員長 | 小 林 民 夫 | 議員 |
| 広報常任委員会 | 委員長 | 高 山 祐 一 | 議員 |
| | 副委員長 | 山 本 光 俊 | 議員 |

以上です。

議長(小淵茂昭君) ただいまの報告のとおり決定されました。

9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任について

議長(小淵茂昭君) 日程第9 山ノ内町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会事務局長から説明させます。

事務局長。

議会事務局長(河野雅男君) 説明します。

本件は、地方自治法第109条第1項「条例で議会運営委員会を置くことができる」との規定から、町議会委員会条例第4条の2第1項で「議会に議会運営委員会を置く」とされておりますことから、選任を願うものであります。

選任の方法は、常任委員会と同様に、会期の初めに「議長が会議に諮って指名する」と規定されております。

なお、任期は2年、定数は6人です。

以上です。

議長(小淵茂昭君) お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長指名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名したいと思います。

議会運営委員会委員の名簿を配付します。

(議会事務局職員議会運営委員名簿を配付する。)

議長(小淵茂昭君) 議会事務局長から議会運営委員会の委員の氏名を朗読させます。
事務局長。

議会事務局長(河野雅男君) 朗読します。

議会運営委員会委員(定数6)

小林民夫議員 山本光俊議員 西宗亮議員

高山祐一議員 高田佳久議員 渡辺正男議員

以上です。

議長(小淵茂昭君) お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長を選出するため、暫時休憩します。

正副委員長の選出は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選を願い、決定次第、議会事務局まで報告してください。

(休憩) (午後 1時42分)

(再開) (午後 1時42分)

議長(小淵茂昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(小淵茂昭君) 議会運営委員会から正副委員長の報告がありましたので、氏名を朗読します。

委員長 8番 高田佳久君

副委員長 2番 山本光俊君

以上報告のとおり決定されました。

10 北信広域連合議会議員の選挙について

議長(小淵茂昭君) 日程第10 北信広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

10番 渡 辺 正 男 君

13番 山 本 良 一 君

14番 小 淵 茂 昭

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を北信広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信広域連合議会議員に当選されました。

議長（小淵茂昭君） ただいま当選されました10番 渡辺正男君、13番 山本良一君、14番 小淵茂昭が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙について

議長（小淵茂昭君） 日程第11 北信保健衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

10番 渡 辺 正 男 君

13番 山 本 良 一 君

14番 小 淵 茂 昭

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を北信保健衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が北信保健衛生施設組合議会議員に当選されました。

議長(小淵茂昭君) ただいま当選されました10番 渡辺正男君、13番 山本良一君、14番 小淵茂昭が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

12 岳南広域消防組合議会議員の選挙について

議長(小淵茂昭君) 日程第12 岳南広域消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

5番 西 宗 亮 君

13番 山 本 良 一 君

14番 小 淵 茂 昭

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の諸君を岳南広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の諸君が岳南広域消防組合議会議員に当選されました。

議長(小淵茂昭君) ただいま当選されました5番 西宗亮君、13番 山本良一君、14番 小淵茂昭が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

13 山ノ内町農業委員会委員の推薦について

議長(小淵茂昭君) 日程第13 山ノ内町農業委員会委員の推薦を行います。

地方自治法第117条の規定によって、9番 徳竹栄子君の退席を求めます。

(9番 徳竹栄子君退席)

議長(小淵茂昭君) 議会事務局長から説明させます。

事務局長。

議会事務局長(河野雅男君) 説明します。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定によって、選挙による委員のほか、学識経験を有する者4人を議会が推薦し、町長が選任しています。このうち、議会議員として推薦し、選任されている1人が議員の任期満了により農業委員を辞任されたことから、町長から後任委員の推薦依頼がありましたので、ここで1人の推薦をいただくものであります。任期は本日から平成30年4月14日までであります。

以上です。

議長(小淵茂昭君) 山ノ内町農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りします。推薦の方法については、議長において指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名します。

9番 徳 竹 栄 子 君

を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました9番 徳竹栄子君を山ノ内町農業委員会委員に推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9番 徳竹栄子君を山ノ内町農業委員会委員に推薦する

ことに決定しました。

9番 徳竹栄子君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(9番 徳竹栄子君復席)

14 同意第4号 山ノ内町監査委員の選任について

議長(小淵茂昭君) 日程第14 同意第4号 山ノ内町監査委員の選任についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、11番 児玉信治君の退席を求めます。

(11番 児玉信治君退席)

議長(小淵茂昭君) 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 同意第4号 山ノ内町監査委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項及び第197条の規定により、山ノ内町監査委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字佐野1389番地の2。氏名、児玉信治。生年月日、昭和21年8月22日。任期は、議員の任期であります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長(小淵茂昭君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第4号 山ノ内町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(小淵茂昭君) 起立全員です。

したがって、同意第4号 山ノ内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

11番 児玉信治君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(11番 児玉信治君復席)

議長(小淵茂昭君) ここで、議事整理のため、暫時休憩します。

(休憩)

(午後 1時53分)

(再開)

(午後 1時55分)

議長(小淵茂昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

15 報告第 2号 専決処分の報告について

専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長(小淵茂昭君) 日程第15 報告第2号 専決処分の報告について、専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第2号 専決処分の報告について、専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第15号の内容であります。山ノ内町立志賀高原ロマン美術館屋根からの雪氷落下による車両損壊事故であります。発生日時は、平成27年2月8日午後3時ごろ。発生場所は、大字平穏1465番地、山ノ内町立志賀高原ロマン美術館駐車場であります。相手方の住所氏名は、上伊那郡飯島町七久保978番地の3、小林仁氏であります。和解日及び賠償金額は、平成27年4月24日で、金額は79万2,782円であります。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長(小淵茂昭君) 質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) ロマン美術館の屋根からの雪氷、雪の落下ということですが、この2月8日といえば、特別雪がない時期でもないですし、一番多いことしの時期だったと思うんですけども、学校にしろ、公共施設みな、そういうことが予想されるところは恐らく警戒ロープとかそういうものをしてあったと思うんですけども、これで100対ゼロということですので、相手方がそこへとめたということについても過失がなかったということなんですけれども、詳細についてご説明をお願いしたいと思います。

議長(小淵茂昭君) 教育次長。

教育次長(渡辺千春君) それでは、お答えいたします。

小林さんにおかれましては、当日、地獄谷野猿公苑に行くということで、臨時駐車場として開放していますロマン美術館の駐車場に駐車をされたものであります。通常、美術館の屋根のひさし付近は駐車禁止の立て看板を置いて駐車しないようにしておりますが、このときにおい

ては、除雪を行ってございまして、看板も動かしてございました。除雪が終わった後、大変混雑していたということで、直ちにそこにとめられたというような状況でございます。陽気もこの日は比較的暖かい陽気、天気もよかったということから、屋根の雪、また氷が解けて落下したものと推測しております。

それで、車につきましては、助手席側の最後部側面の窓ガラス、それからボディーが損傷したという状況でございます。

以上でございます。

議長（小淵茂昭君） ほかにありませんか。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺です。

具体的には、これはロマン美術館の屋根から落ちた雪ということなんですか。どの場所だとか、ロマン美術館の屋根から落ちてきた雪でこうなるんだか。ちょっと場所がよくわからないんですけども、その辺お願いしたいと思います。

議長（小淵茂昭君） 教育次長。

教育次長（渡辺千春君） お答えいたします。

ロマン美術館入り口に向かいまして左側でございます。灯油の給油口がある付近でありまして、必要があってその付近はいつも除雪しておるんですが、看板を再設置するまでの間にとめられたということでございます。

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

16 報告第3号 平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（小淵茂昭君） 日程第16 報告第3号 平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第3号 平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について申し上げます。

平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告につきましては、平成26年度一般会計予算のうち、3月議会の補正予算第7号で繰り越しのご承認をいただきました地域住民生活等緊急支援

交付金関連事業が14事業、社会保障・税番号制度業務委託の宛名統合連携サーバー構築事業分が1事業及び共選所再編整備事業の駐車場分を農業振興対策事業補助金として1事業、さらに橋梁長寿命化修繕事業分の社会資本総合整備事業が1事業の合わせて17事業で、繰り越しをした額の合計で1億261万4,680円であります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 平成26年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

17 承認第2号 専決処分の承認について

専決第6号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）

議長（小淵茂昭君） 日程第17 承認第2号 専決処分の承認について、専決第6号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第2号 専決処分の承認について、専決第6号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正で、事業の実績などによるものであります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ8,133万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,821万2,000円としたものであります。

地方債の補正では、事業費の確定により、過疎対策事業、国土保全対策事業、一般単独事業及び公営住宅整備事業の4件について限度額を減額するものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みにより、町民税の個人及び法人、固定資産税、町たばこ税、入湯税、都市計画税の各項目において補正を行ったもので、決算見込みであります。

交付金につきましては、利子割交付金、自動車取得税交付金の交付額が確定したことにより

ます減額であります。

地方交付税につきましては、特別交付税の交付額決定による増額補正であります。

交通安全対策特別交付金につきましては、交付額が確定したことによります減額であります。

分担金及び負担金につきましては、国土保全特別対策事業などの事業費確定による補正であります。

また、使用料及び手数料につきましては、実績精算によります補正であります。

国庫支出金につきましては、放課後児童クラブや町道除雪費補助金などの精算による増額や事業確定によります減額補正であります。

また、県支出金につきましては、県負担金及び県補助金が事業費確定によります減額であります。委託金も県知事選挙と衆議院議員選挙費でありますので、精算による減額であります。

財産収入は、土地の賃料改定による減額、また寄附金は、ふるさと納税の収入実績による増額であります。

さらに、繰入金では、財政調整基金繰入金の減額と、ふるさと・水と土保全基金繰入金は実績による減額であります。

諸収入では、受託事業収入として国道歩道除雪受託金が精算により増額、雑入では、実績による補正であり、農林費雑入は平成25年度の災害復旧事業に係る補助金収入、消防団退職報償金において増額補正であります。

町債では、過疎債の10事業、国土保全対策事業、一般単独事業、町営住宅長寿命化型改善事業において実績による減額であります。

続いて、歳出について申し上げます。

総務費の企画費につきましては、申請実績により、空き家改修補助金などの減額、ふるさと基金元金積立金の増額補正であります。

選挙費につきましては、実績によります減額補正であります。

民生費の社会福祉費につきましては、障害福祉サービスや老人保護措置、福祉医療費などの実績によります減額であります。

保健衛生費では、医師研究資金貸付申請がなかったことや、北信総合病院再構築負担金、斎場負担金の実績による減額補正であります。

農林水産業費では、国土保全特別対策事業等の精算によります減額補正であります。

商工費につきましても、楓の湯周辺整備の事業費確定、また上林テニスコート修繕の精算実績による減額であります。

土木費につきましては、3月議会補正第7号で7,000万円を増額した町道除雪費ですが、その後も降雪が続いたため、さらに不足分1,092万円を増額いたしました。平成26年度の町道除雪費は、これで3億2,000万円を超え、平成25年度に過去10カ年で最高額となった除雪費をさらに8,000万円程度上回り、最高額を更新したところであります。ほかに、舗装修繕工事、道路改良事業につきましては、事業費確定によります減額であります。

消防費につきましては、消防団員退職報償金の一律増額改正によります増額であります。

教育費につきましては、財源補正とともに、事業精算によります補正であります。

諸支出金の特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計への繰出金が事業精算によります減額であります。

細部につきましては、総務課長から補足説明を申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（内田茂実君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） 質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

3点ほどあります。順番に一つずつお願いします。3点ございます。

10款、特別交付税の先ほどの除雪費等の関連でご説明いただいたんですけれども、この特別交付税の中に除雪費以外で算定されている主立ったものを説明していただければと思います。

議長（小淵茂昭君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 説明をいたします。

かなりちょっと細かくなっているんですけれども、主な観光地の公園等の関係で、自然公園の関係での事業の関係とか、それから消防の操法大会の関係と、それからあとは地方のバスの関係での補助の関係も、これは菅・角間線のほうのバスの関係等がここに入ってきているという状況です。あとは、地域おこし協力隊の関係もここに入ってきております。

以上でございます。

議長（小淵茂昭君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 「いのちを守る森」づくりというんですか、そちらの関係はここには入っていないということなんですか。その辺はちょっとご説明いただければと思います。

議長（小淵茂昭君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） この3月のこの中には入ってはいませんが、入ってはきてございます。3月のこの最終補正の中にはあれですけれども、「いのちを守る森」づくりの関係についての特別交付税として歳入にはなっております。

議長（小淵茂昭君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） それでは、11ページの使用料の教育使用料、美術館のところでお聞きしたいと思います。

先ほど落雪での自動車に対する損害というようなことで、大きなお金が出ているんですけれども、出ているというのも変ですけれども、美術館の入館料がこれは減額されているんだと思

うんですけれども、前、これが最後みたいな気がしたんですけれども、実際に最終的な入館料というのは幾らになったのでしょうか。

議長（小淵茂昭君） 教育次長。

教育次長（渡辺千春君） すみません、手元に資料がございませんので、今の段階ではわかりません。

議長（小淵茂昭君） 10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） それでは、また別の機会といたしますか、そのデータ等をもらえるようであれば、またお願いしたいと思います。

それと、13ページです。

国庫支出金の4目の町道除雪費補助金ということで、先ほど町からの一定のデータはあるんですけれども、明確な計算方法はわからないけれども、4,100万円の補助金が来たということでした。歳出のほうでもそれが町費に充てられているわけですが、この4,100万円、これは毎年こんな形で補助金というのは出ているものなんですか。ことしは特別ということなんでしょうか。その辺お願いしたいと思います。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） この4,100万円が今回来たのは、前にはなくて、今回が初めてというか、最初でありまして、来年以降このまま続くかについてはまだ示されておりません。ただ、多分県全体で総額で何億円とおりにきた中の細分だものですから、それが国から幾らおりにくるか、ことし、そういうことについても決められていないので、今後どうなるかについては不明というところでさせていただきたいと思います。

議長（小淵茂昭君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦君です。

1点です。

出納閉鎖も終わりましたので、事実上決算見込みの金額ということですが、歳入のところで、8ページ、町税。ずっと私、住民税の多寡が町民の懐ぐあいというふうに申し上げてきたんですけれども、今回、当初予算が4億4,880万で、実績が4億7,270万と。ふえたことはいいんですが、この内容が、主に現年課税分で1,800万。それで過去を見ても、ずっと4億6,400万で推移をここ3年、4年してしまして、ところが26年度、つまり25年度所得の課税だけが4億4,880万ということで、下げたんですけれども、これが増加に転じた理由。恐らく、調定のときにはこれを見込まなかったということは、徴収率が上がったのか。客体がふえたということは途中ではないわけですから、前年の所得ですから。これについて説明をしてください。

議長（小淵茂昭君） 税務課長。

税務課長（大井良元君） これにつきましては、今のところ細かい分析のほうはしてございません。実際として、調定額等が伸びたことが主な原因というふうに思います。徴収率のほうはほとんど同じだというふうに考えております。

議長（小淵茂昭君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 徴収率はそんなに変わっていないということで、これだけの金額が伸びるということは、客体の押さえ方にちょっと問題があったのかどうかわかりませんが、後でまた詳細を提示してください。

議長（小淵茂昭君） 5番 西宗亮君。

5番（西 宗亮君） 1件お願いします。

12ページ、14款4目であります。このうち、先ほどのご説明ですと、大型建築物5,000平米以上の耐震診断の申請が2件なかったということですが、たしか27年12月までというような期限があったかと思うんですけども、これを引き続きご指導か何かされていくお考えなんですか。それとも、そのままにしておくというお考えなんですか。伺います。

議長（小淵茂昭君） 建設水道課長。

建設水道課長（鈴木隆夫君） お答えします。

ご質問のとおりでございます。27年度、今年度12月で補助制度が変わってまいりますので、私どもも急いでおります。対象のお宿さん、ホテルさんは2件ございまして、その2件からは申請に向けての手续を今進行中ございまして、補助の内容からしますと、6月中にやらないとちょっと間に合わないという、ちょっと緊迫しておりますので、6月中の申請に向けて、今、本人、お宿さんと話しているというところでございます。

以上です。

議長（小淵茂昭君） ほかにありますか。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

18 承認第 3号 専決処分の承認について

専決第 7号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）

専決第 8号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

専決第 9号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

専決第10号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

専決第11号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

専決第12号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（小淵茂昭君） 日程第18 承認第3号 専決処分の承認についてを上程し、議題とします。
議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（小淵茂昭君） 以上6件の専決について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第3号 専決処分の承認について、専決第7号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）から専決第12号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの6件について、一括ご説明申し上げます。

まず、専決第7号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ334万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,781万円とするものであります。

補正の内容についてご説明申し上げます。

歳入では、繰越金が338万円の増額、諸収入3万1,000円の減額であります。

歳出では、総務費3万1,000円の減額、基金積立金が338万円の増額をするものであります。

次に、専決第8号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億522万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,183万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税の減額、保険給付費の決算見込みによる国・県支出金の減額、各交付金及び基金繰入金の減額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費の減額であります。

続いて、専決第9号 平成26年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,542万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、収入見込みにより後期高齢者医療保険料を124万円減額するものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を122万円減額し、諸支出金の保険料還付金を2万円減額するものであります。

続いて、専決第10号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、平成26年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出それぞれ870万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,880万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、介護保険料の増額、介護給付費の決算見込みによる県支出金の減額のほか、繰入金、諸収入の減額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる介護給付費及び地域支援事業費の減額、基金積立金の増額であります。

専決第11号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ124万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,386万3,000円とするものであります。

歳入では、下水道分担金の滞納繰越分60万円、下水道使用料の滞納繰越分60万円、登録手数料22万円を増額し、一般会計繰入金を266万円減額したものであります。

歳出の主なものについては、維持管理費で下水汚泥運搬処分委託料など114万円、また公債費においては、元金の財源振替とともに、一時借入金利子精算から10万円の減額としたものであります。

専決第12号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容につきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ110万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,755万2,000円とするものであります。

歳入では、分担金の滞納繰越分で14万円、使用料で445万円を増額し、一般会計繰入金569万円を減額したものであります。

歳出では、維持管理費の110万円の減額で、事業の精算によるものであります。

細部につきましては、専決第8号を健康福祉課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

専決第8号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） [議案に基づく補足説明]

議長（小淵茂昭君） これより一括質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

国民健康保険特別会計の12ページがわかりやすいかなと思うんですけども、12ページの真ん中の段のところで、保険給付費の合計額、今回の補正が8,373万8,000円のマイナス補正ということで、保険給付が大きく減ったというふうに考えればいいんだというふうに思いますが、

その右側を見ていただいて、財源の内訳は、国庫支出金やその他の収入が大きく減って、その分一般財源がふえているという計算ですね、290万6,000円ですか。保険給付費全体は下がっているということかというと、一般財源で手当てする部分も下がるのが普通なんではないかなというふうに……。

議長（小淵茂昭君） ここで暫時休憩します。

（休憩）

（午後 3時00分）

（再開）

（午後 3時03分）

議長（小淵茂昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 渡辺正男君、質問をお願いします。

10番（渡辺正男君） それでは、質問を続けさせていただきます。

国民健康保険特別会計補正の12ページの真ん中の段の合計の欄で今申し上げていました。

特定財源が大きくマイナスする中で一般財源がプラスになっているというのが、どんな理由からなのか。国やそういうところで一定の割合で負担をして、全体が下がるのであれば、一般会計からの支出も下がるのではないかと思います、その辺がなぜなのか、ちょっとこれだけだとわからないのでお願いしたいと思います。

議長（小淵茂昭君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） お答えいたします。

保険料以外の保険給付費に対する財源といたしましては、ルール分で来ております給付費に対する補助率というものがございまして、そのほかに調整率を掛けて国等から来ているものがございます。これにつきましては、過去3年間の給付費の平均を利用して、そこに国全体での調整率、これは市町村では全くわからなくて、来て初めてわかる数字ではございますけれども、過去の3カ年の平均を出して、補助金として交付金もしくは負担金としていただいているものですから、山ノ内町につきましては、皆さんにご努力いただきまして、国が約18%の医療費の伸びに対して町は9%、約半分の医療費の伸びということで進んでおりますので、全体で比べますと、やはり年々調整交付金をもらう3カ年の平均の数字が小さくなりますので、どうしてもその分が小さくなると。その分が、ご指摘いただいたように、基金もしくは保険料で充てていくという形になると思っております。

逆に言いますと、過去、値上げさせていただいたときに、過去の分の3カ年のものが大きかったために、逆に医療費がそんなに伸びない間に基金として積み上がってきたということもありますので、今は逆の、言い方は悪いんですが、巻き戻しの状態になっているということでございます。

以上でございます。

議長（小淵茂昭君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小淵茂昭君) 討論を終わります。

ここで暫時休憩をします。

(休憩) (午後 3時06分)

(再開) (午後 3時09分)

議長(小淵茂昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小淵茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

19 承認第 4号 専決処分の承認について

専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

専決第14号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長(小淵茂昭君) 日程第19 承認第4号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について及び専決第14号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

以上2件の専決について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 承認第4号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決第14号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、一括してご説明申し上げます。

専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律などが平成27年3月31日に公布されたことに伴い、改正したものであります。

今回の税制改正の概要につきましては、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入や二輪車に係る税率引き上げの1年延期、たばこ税における旧3級品に係る特例税率の段階的廃止などがあり、これらに関連する町税条例の改正であります。

続いて、専決第14号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部を改正する法律などが平成27年4月10日に公布されたことに伴い、

改正したものであります。

改正の内容は、平成27年度から平成28年度までの第1号被保険者の保険料の一部を軽減するものであります。

細部につきましては、専決第13号については税務課長、専決第14号については健康福祉課長にそれぞれ補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（小淵茂昭君） 補足の説明を求めます。

専決第13号について、税務課長。

税務課長（大井良元君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） 専決第14号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（小淵茂昭君） これより一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（小淵茂昭君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（小淵茂昭君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

議長（小淵茂昭君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

本日の会議を閉議します。

議長（小淵茂昭君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成27年第2回山ノ内町議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の初議会におきまして、議会の構成ができ、山ノ内町議会が新しく発足いたしました。小淵議長さんを中心に、議会に与えられた意思決定機関としての権限を十二分に発揮され、住民福祉の向上のため、行財政執行にかかわる諸施策の推進に格別なご協力をお願い申し上げます。

なお、町側からご提案申し上げました全ての案件につきまして、原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

また、今月、議会定例会の開催も予定されておりますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（小淵茂昭君） これにて平成27年第2回山ノ内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 3時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

山ノ内町議会議長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員